

令和7年12月25日
総務部

職員の処分について

令和7年12月25日、職場離脱及び公用車の私的利用を行った職員の懲戒処分及び分限処分を行いました。

1 被処分者、処分事案の概要及び処分の理由

被処分者、処分事案の概要及び処分の理由	
被処分者 当事者	北波多市民センター 市民センター長（副部長級） 58歳・男 懲戒処分：停職1月 分限処分：副部長職から課長職へ降任
処分事案の概要	被処分者は、令和7年9月及び10月に合計17時間、勤務時間中にもかかわらず職場を離脱し、その際、公用車を私的に利用していたもの。 【職場離脱を行った日】 <ul style="list-style-type: none">令和7年9月11日（木）、12日（金） 計5時間令和7年10月1日（水）、2日（木）、3日（金） 計12時間 合計17時間
処分の理由	地方公務員法第29条第1項第1号「法令等に違反した場合」、第2号「職務を怠った場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合」に基づき、停職1月 地方公務員法第28条第1項第3号「その職に必要な適格性を欠く場合」に基づき、副部長職から課長職へ降任

2 処分年月日

令和7年12月25日（木）

本件の問い合わせ先
総務部 人事課
担当：通山、江里口
電話：直通 72-9185（内線1445）